

令和５年度 職員給与の男女の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	68.0%
全職員	53.9%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	93.3 %
課長相当職	91.2 %
課長代理相当職	96.7 %
主任相当職	105.1 %

（２）勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	98.3 %
３１年～３５年	86.0 %
２６年～３０年	87.5 %
２１年～２５年	87.3 %
１６年～２０年	83.3 %
１１年～１５年	86.2 %
６年～１０年	78.9 %
１年～５年	78.3 %

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員は女性の割合が約 80%を占め、そのうち扶養の範囲内での働き方を選択する職員の割合が約 50%であることに加え、全職員数に占める会計年度任用職員数の割合が 40%を超えることが、差異を大きくする主な要因となっている。